

令和5年6月1日

大会運営ガイドラインの廃止について

(一社)福井県バスケットボール協会
感染対策委員会

政府は5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げを決定しました。その措置に伴い(公財)日本バスケットボール協会がバスケットボール事業・活動実施ガイドラインを廃止したことにより、当協会の大会運営ガイドラインも同様に廃止とします。(競技会場等施設入場時の検温、アルコール消毒および大会参加確認書の提出を求めない。なお、観客への入場制限は行わない。)

しかしながら、感染症法上の位置付け変更後も、基本的な感染対策は重要であるため、下記の事項を引き続き行う。

- ① マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねる。
- ② レフリーマスクについて、競技会として着用を求める場合以外は、個人の判断に委ねる。
- ③ 下記いずれかの目安に該当する「体調不良者」は、競技会等への参加を見合わせる。
こと。
(ア) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の症状がある場合
(イ) 高齢者や基礎疾患のある人で、発熱やせきなどの風邪症状がある場合
(ウ) 比較的軽い風邪の症状が続く場合
※体調不良者は発症から数えて2日、および症状消失後より3日間は活動を休み、自宅療養することを推奨する。
- ④ 陽性判定を受けた場合は、発症から5日間は外出を控え、症状が軽くなってから24時間程度は外出を控えること。その上で10日間が経過するまではウイルスを排出する可能性があることから、できるだけマスクを着用し、人混みを避け、高齢者等との接触は控えること。

以上